

2023年2月14日

「ふれあいグループ」の精神科病院で起きた患者虐待に対する声明

NPO 法人 全国精神障害者地域生活支援協議会
代表 戸高洋充

2022年9月に沼津市の精神科病院「ふれあい沼津ホスピタル」にて、勤務していた2名の看護師が入院患者に暴行している場面が、監視カメラ映像を通してニュース報道された。さらに同じグループの精神科病院「ふれあい南伊豆ホスピタル」において2021年9月～2022年3月までに、看護職員と介護職員の計4名が患者の口に粘着テープを貼ったり、患者の乗った車椅子を蹴って暴言を吐いたり、患者の頭を押さえ付けるなどの虐待行為があったことが報道された。

今なお「精神科病院での患者虐待」に関する事件報道が続いている。一向に改善されない虐待の根源は、隔離収容型の精神科医療の閉鎖性と考える。精神科医療を管理する機能として、都道府県の精神保健福祉担当課による「指導」が行われてきたが、根本的な改善に至っていない。

2022年12月、精神科病院での虐待通報を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の中で義務付ける改正法が成立したが、通報窓口は都道府県となっており、これまでと同じ都道府県による精神科病院への「指導」が、どこまで機能するか大きな不安が残る。

しかも、その法改正に先立つ2022年9月、わが国の精神保健福祉法は、国連の障害者権利委員会より、強制入院による自由の剥奪を認める法律として廃止することを勧告されている。そもそも外部の目が届きにくい閉鎖性の高い精神科病院を正当化する「精神保健福祉法」の存在自体が、虐待環境をつくっていると言っても過言ではない。根本的な改善のためには、精神科病院での患者虐待についても他障害と同様の「障害者虐待防止法」で対応し、各市町村が窓口となる「精神保健に関する相談支援体制」の構築が必要である。虐待の温床となる精神科医療の閉鎖性から脱却し、障害者虐待撲滅のために、障害者権利条約の批准国としての責務を果たすべきである。

以上のことから、当会では次の3点について日本政府に強く求める。

- 1、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」の通報義務の対象に、医療機関等を含める法改正を行うこと
- 2、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」を廃止し、他の医療と等しく「医療法」上で新たに精神科医療の諸手続きを定める法改正を行うこと
- 3、障害者権利条約 第33条（国内での実施と監視）の項目で指摘されている『パリ原則』に沿った「国内人権機関」を設置し、障害者の人権とともに日本国民全体の人権も監視できる制度を構築すること